

5. 情報公開及び個人情報保護審査会の 設置及び運営に関すること

主管:総務課

経緯

情報公開及び個人情報保護に関する条例が平成13年1月1日から施行され、関係規則規程の整備を行い情報公開及び個人情報保護に対応していくこととなった。

広域化による効率的な運営を図るため、郡下町村に係る審査会事務は、一括して広域連合で取り扱っている。

現状と課題

現状 開示請求に対する非公開の決定や個人情報の開示制限などに関する不服申立てについて審議する情報公開及び個人情報保護審査会は、委員5名（任期2年）で構成されている。

審査会は、構成6町村及び木曾広域連合の関係条例で実施機関として定められた機関の諮問により開催されている。

今後の方針

実施機関から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査を行えるよう、事例研究等情報収集に努める。

施策

- 1 審査会の開催